

第2回 高知県中山間地域 事前復興まちづくり計画策定指針検討会

発災から復興に至るタイムライン

令和7年11月20日

検討会事務局（高知県南海トラフ地震対策課）

発災から復興に至るタイムライン(中山間地域)

事前計画

既存の各種計画

- 応急対策活動要領
- 応急救助機関受援計画等
- 避難所運営マニュアル
- 災害時医療救護計画
- 燃料確保計画
- 物資配送計画
- 災害ケースマネジメント
- 社会福祉施設のBCP策定
- 産業の復旧・復興(BCP策定など)

- 広域避難計画
- 応急仮設住宅供給計画
- 災害公営住宅建設計画

事前復興まちづくり計画

- 応急期機能配置計画
- 大規模災害復興都市計画手引書
- 災害廃棄物処理計画

- 道路啓開計画



暮らし・なりわい

既存の計画に
基づく復興への取組

まちづくり

インフラ等

緊急対応期
発災～3日

復旧期
3日～6ヶ月

復興期
6ヶ月～8年

災害対策本部

復興本部

高知県事前復興まちづくり計画策定指針に関する内容

避難生活
避難所、親族宅など

被害認定調査

被災者支援
各種制度等の
情報発信等

応急仮設住宅(建設型・賃貸型)
親族等の家(他県市町村で確保する場合もあり)

持家の再建
災害公営住宅

被災者支援(災害ケースマネジメントによる困りごとの把握, 各種支援制度の活用)

農林水産業, 工場・店舗等の再建支援(支援制度の活用)

応急期機能配置(土地利用)

- 応急仮設住宅建設用地
- 応急救助機関の活動拠点
- 市町村物資集積所
- 遺体検案・安置所
- 仮埋葬候補地
- 災害廃棄物仮置場

恒久的な住宅の再建意向調査(段階的な調査)

恒久的な住宅の必要量の算定等

復興の基本方針の検討

復興計画の作成
(行政区域全体)

復興まちづくり計画の作成
(集落・地区別)

- 命を守る
- 生活を再建する
- なりわいを再生する
- 歴史・文化を継承する
- 地域の課題解決につなげる

事業計画の作成

復興事業の推進
・防災集団移転促進事業
・土地区画整理事業
・災害公営住宅整備 など

連携

住民等の参画

連携

第一次建築制限
発災後1ヶ月以内
(1ヶ月の延長可)

第二次建築制限
発災後2年以内
(復興事業を実施する区域)

インフラの応急復旧

埋蔵文化財の発掘調査

移転元の跡地利用

解体, ガレキの撤去, 処理

道路啓開

応急復旧
(ライフライン等)

砂防施設等の復旧, 整備方針の検討, インフラの復旧

道路, 河川, 砂防施設, 上下水道等の復興